2027年度版

ウエスタンデジタルテクノロジーズ合同会社　社員・OBのみなさまへ

団体生命保険のご案内

【団体定期保険（こども特約・年金払特約付）】



充実保障

団体定期保険のポイント！

① 毎年決算し、剰余金があれば配当金をお支払い。
〔2025年度は年間保険料の約30.5％を配当金としてお支払いしました〕

② お手頃な保険料で、ご家族も加入できます。

③ 保障内容は毎年見直しできます。

④ 医師の診査は不要！ 告知のみで申込みできます。

【ご意向確認のお願い】 団体定期保険

この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする保険期間１年（更新により一定年齢まで継続可能）の生命保険です。お申込みの際には、「特に重要なお知らせ（ご契約の概要）」、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」ならびに「加入勧奨用資料（パンフレット）」をご覧いただき、保障内容・保険金額・保険料（掛金）等がお申込みいただく皆さま全員のご意向に沿った内容となっているか、必ずご確認のうえお申込みください。また、これらの書類は、お申込みいただきました後も、大切に保管してください。

申込締切日	2026年10月9日(金)	保障（責任）開始日	2027年1月1日(金)
申込方法	2027年度より幹事会社が富国生命保険相互会社に変更となります。変更に伴い今回の加入申込手続きはパンフレットおよび専用申込書を配布し、そちらでのお手続きとなります。詳しくはパンフレットの「お手続き方法について」をご参照ください。 （2028年度以降の申込手続きはWebでのお手続きとなります。）		
お問い合わせ・書類提出先	株式会社JALUX保険サービス TEL：0120-21-8011（日・祝日・年末年始を除く） https://wd-japan.jaluxhs.com/ ※二次元コードからもお問い合わせが可能です		

保険契約の詳細な内容を示す「約款」は保険契約者であるウエスタンデジタルテクノロジーズ合同会社に交付されています。

保険の概要

必ず、それぞれの項目で内容をご確認ください。

	在職中	退職後
加入対象者	役員・従業員の方、配偶者、こども ▶詳細は**P.5**をご確認ください。	退職時点で1年以上加入済みの本人およびその配偶者だけ継続できます。 なお、こどもは本人が退職した年の末日（12月31日）までとなります。 ▶詳細は**P.9**をご確認ください。
保障内容【支払事由】	死亡・所定の高度障害状態に備える生命保険です。▶詳細は**P.8**をご確認ください。	
保険料の引き去り方法	2027年1月給与より、毎月の給与から引き去りとなります。	2027年1月より、毎月ご指定口座より自動振替となります。 ※自動振替前に口座残高をご確認ください。
配当金	毎年保険契約ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合に、一定の基準にもとづいて計算した配当金をお支払いする仕組みになっております。したがって、**将来お支払いする配当金は変動し、0〈ゼロ〉となる可能性もあります。** 保険期間の途中で加入した場合、加入期間に応じた配当金が支払われます。保険期間の途中で脱退（死亡、高度障害保険金が支払われた場合を含む）した場合は、配当金のお支払いはありません。	
保険金額	●本人：100万円～6,000万円の14コース（注） ●配偶者：100万円～1,000万円の6コース ●こども：100万円、300万円、400万円の3コース （注）保険年齢61歳～65歳 ⇒保険金額3,000万円が上限となります。 保険年齢66歳～70歳 ⇒保険金額1,000万円が上限となります。	●本人：100万円、300万円、600万円、1,000万円の4コース ●配偶者：100万円、300万円、500万円の3コース ●こども：100万円、300万円、400万円の3コース（注） （注）本人が退職した年の末日（12月31日）まで継続が可能です。
新規加入／中途加入及び保険金額の増額	●今回お申込みの方の新規加入（増額）日は2027年1月1日となります。 ●毎月中途加入（増額）できます。毎月10日までにお申し込みの方は翌月1日の加入となります。中途加入時は書面でのお手続きになります。 ※満65歳6か月超の方は、加入（増額）のお取り扱いはできません。	退職後の新規加入（増額）のお取り扱いはできません。退職後は継続または減額のみのお取り扱いとなります。
脱退及び保険金額の減額	1月1日付の年1回のみ受付いたします。（共通）	
契約の失効	退職月の翌月から2か月以内に「継続の意思確認が取れない」「口座振替依頼書のご提出がない」場合は退職月の翌月1日付で失効し、脱退となります。	2回連続で保険料の振替ができなかった場合は、保険料振替ができなかった月の1日に遡って失効し、脱退となります。

※保険年齢は2027年1月1日（更新日）時点の満年齢で計算し、1年未満の端数は6か月以下を切り捨て、6か月超を切り上げます。

団体生命保険を活用することによって、病気やケガによる万一（死亡・高度障害）の場合の保障が準備できます。



お手頃な保険料

ウエスタンデジタルテクノロジーズ合同会社ならではのスケールメリットを生かした**お手頃な保険料**で、保障が準備できます。

毎年見直しができる

ライフステージの変化に合わせて、
毎年保障金額を見直す機会があります。（※1）

退職後の継続も可能

在職中だけでなく、ご退職後も継続することが可能です。
詳細は**P.9**をご覧ください。

ご家族の保障も準備

配偶者さまやお子さまも一緒にお申込みいただけます。
（※1）（※2）

配当金も魅力

剰余金が生じた場合は、配当金が支払われ**実質の負担額が軽減**されます。詳細は**P.9**をご覧ください。
なお、将来お支払いする配当金は変動し、0〈ゼロ〉となる可能性もあります。

〈配当金還元率実績〉

2023年	2024年	2025年
0％	約31％	約30％

（注）記載の配当還元率は過去の実績であり、将来の配当水準を示すものではありません。
配当金還元率＝配当金支払額÷年間払込保険料×100

申込み手続きが簡単

簡単な告知のみで、医師の診査は必要ありません。（※1）

（※1）健康状態によっては、加入（増額）できない場合があります。
（※2）本人の加入が必要で本人の保障額以下等の条件があります。

「万一（死亡）」の場合の必要保障額については、このように考えてみてはいかがでしょうか。

①残された家族が生活するために必要な資金 － ②準備済み資金 ＝ ③必要保障額

あなたが「万一（死亡）」の場合に、困る人がいます

①残された家族が生活するために必要な資金

支　出
- 生活費
- 教育費
- 住宅費等

収　入（見込）
- 預貯金・死亡退職金
- 遺族年金の支給額等

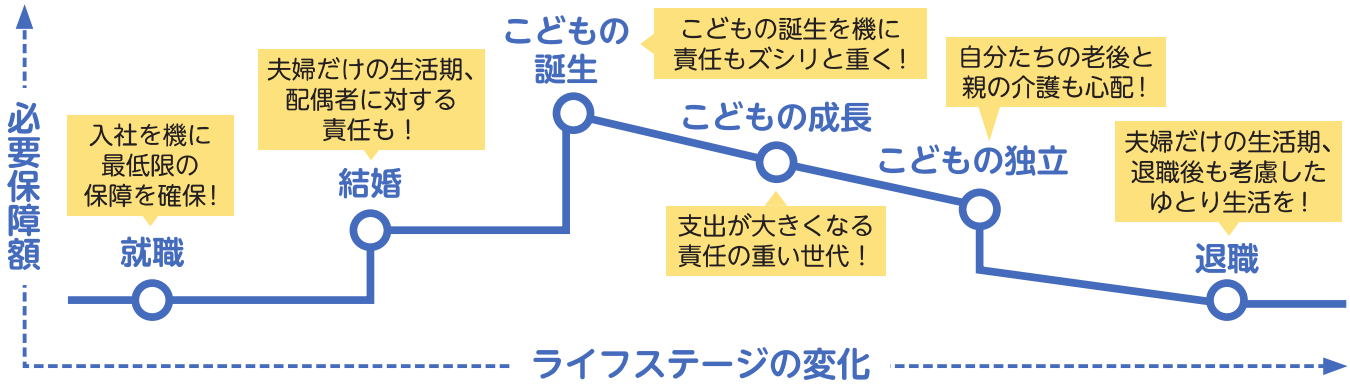
②準備済み資金

不足額 ＝ 必要保障額

③必要保障額
「準備済み資金」で足りない部分（不足額）を生命保険などで準備します。

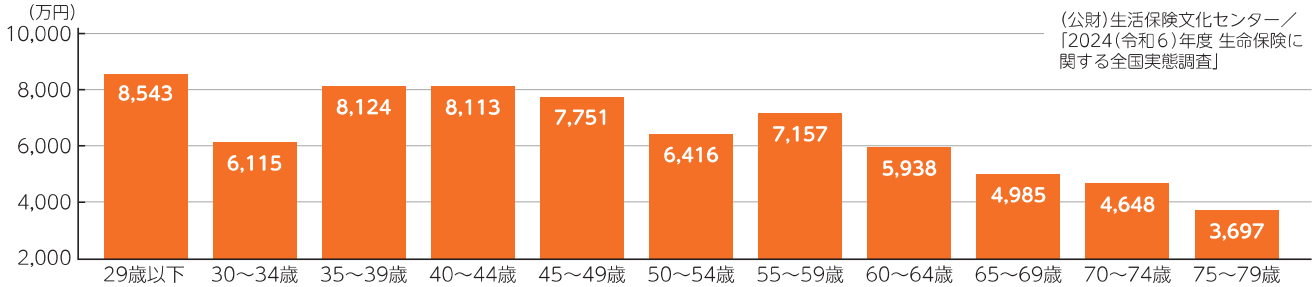
※この他、想定していなかった出費に備え、予備費を準備することも考えられます。

ライフステージによって変化する必要保障額



万一（死亡）の場合の家族の必要生活資金総額

世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族の必要生活資金を尋ねたアンケート結果（世帯主年齢別）



（公財）生活保険文化センター／「2024（令和６）年度 生命保険に関する全国実態調査」

年齢や家族構成等に応じて、また、身のまわりの様々なリスクを想定して、保障を準備しましょう。

お子さまの教育費

お子さまの成長とともに、教育費もふくらみます。

たとえば **私立幼稚園⇒公立小・中学校⇒私立高校⇒私立大学（文法政経商系・昼間部・自宅通学）の場合**

約1,494万円



文部科学省／「令和５年度　子供の学習費調査」
「令和５年度学校基本統計（学校基本調査）」
「私立大学等の令和７年度入学者に係る学生納付金等調査」

葬儀にかかる費用

お葬式代などの負担は？

葬儀費用合計 平均

約141万円



※葬儀費用、飲食費用、返礼品、お布施（寺院などの御礼）の平均の合計額です。
㈱鎌倉新書／「第６回お葬式に関する全国調査（2024年）

制 度 の ご 案 内

保険の名称

団体定期保険

特 約：団体定期保険こども特約、団体定期保険年金払特約

保険のしくみ

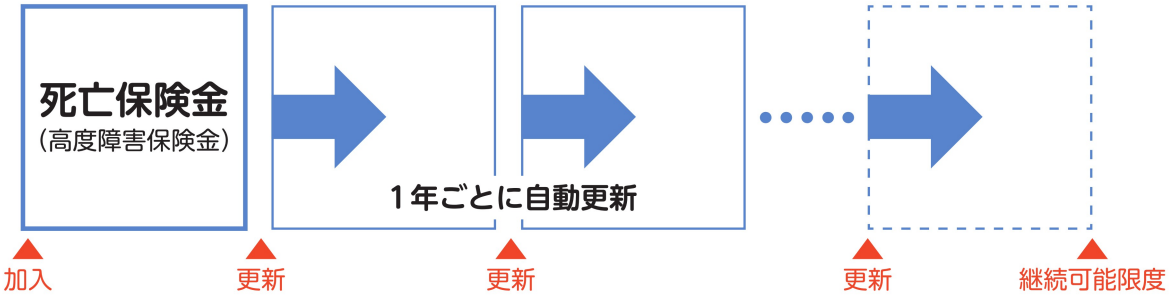
■死亡や所定の高度障害状態の保障を目的とした保険です。

■団体が保険契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。被保険者の加入状況や福利厚生制度の変更等により、契約内容が変更されたり制度自体が継続できなくなる場合があります。

■保険期間は１年ですが、更新により下記の「責任開始日・保険期間」に記載の継続可能限度まで継続して加入できます。

■保険料を払い込みいただく期間は保険期間と同じです。

イメージ図



新規加入（増額）できる方【加入資格】

（年齢は2027年１月１日（更新日）時点の年齢）

本 人	満14歳６か月超、満65歳６か月以下の役員・従業員
配 偶 者	満18歳以上、満65歳６か月以下の本人の戸籍上の配偶者
こ ど も	満２歳６か月超、満22歳６か月以下の本人が扶養しているこども （健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します）

■**健康状態によっては、加入（増額）できない場合があります。**

■支払事由に該当されていても加入資格のない方には保険金は支払われません。
加入後に加入対象者でなくなった場合には、表紙のお問い合わせ・書類提出先までご連絡ください。

■配偶者・こどものみの加入はできません（本人の加入が条件です）。

■こどもを加入させる場合は、加入資格を満たすこども全員について同一保険金額でお申込みください。

責任開始日・保険期間

責任開始日	**2027年１月１日**　（注）増額の場合、増額部分の責任開始日です。
保 険 期 間	**責任開始日～2027年12月末日**　原則、毎年自動的に更新されます。
継続可能限度	以下の年齢を迎えた保険期間の最終日（退職後も本人・配偶者は以下の年齢まで継続が可能です） **本人・配偶者**➡満70歳６か月　**こども**➡満22歳６か月 （注）脱退事由（**P.8**の「制度からの脱退等」参照）に該当した場合は継続できません。

保 障金額・保険料表

【ご注意】記載の本人・配偶者の保険料は概算保険料です。
退職後は、継続できる保険金額等に制限があります。
また、こどもは本人が退職した年の末日（12月31日）まで継続できます。
詳細は**P.9**「退職後の取扱」をご参照ください。

本人

	保険金額		保険料（月額）							
	死亡保険金額または高度障害保険金額	保険年齢	15−35歳	36−40歳	41−45歳	46−50歳	51−55歳	56−60歳	61−65歳	66−70歳
			1991.7.2〜2012.7.1生	1986.7.2〜1991.7.1生	1981.7.2〜1986.7.1生	1976.7.2〜1981.7.1生	1971.7.2〜1976.7.1生	1966.7.2〜1971.7.1生	1961.7.2〜1966.7.1生	1956.7.2〜1961.7.1生
本人	※100万円	男性	218円	236円	266円	339円	390円	494円	709円	1,001円
		女性	194円	222円	239円	304円	318円	380円	426円	538円
	※300万円	男性	653円	707円	797円	1,017円	1,171円	1,483円	2,126円	3,002円
		女性	581円	667円	716円	913円	955円	1,139円	1,277円	1,613円
	※600万円	男性	1,305円	1,414円	1,595円	2,034円	2,342円	2,966円	4,253円	6,005円
		女性	1,162円	1,334円	1,431円	1,825円	1,910円	2,279円	2,554円	3,226円
	※1,000万円	男性	2,175円	2,357円	2,658円	3,390円	3,904円	4,944円	7,088円	10,008円
		女性	1,937円	2,224円	2,385円	3,042円	3,183円	3,798円	4,256円	5,376円
	1,500万円	男性	3,263円	3,536円	3,987円	5,085円	5,856円	7,416円	10,632円	
		女性	2,906円	3,336円	3,578円	4,563円	4,775円	5,697円	6,384円	
	2,000万円	男性	4,350円	4,714円	5,316円	6,780円	7,808円	9,888円	14,176円	
		女性	3,874円	4,448円	4,770円	6,084円	6,366円	7,596円	8,512円	
	2,500万円	男性	5,438円	5,893円	6,645円	8,475円	9,760円	12,360円	17,720円	
		女性	4,843円	5,560円	5,963円	7,605円	7,958円	9,495円	10,640円	
	3,000万円	男性	6,525円	7,071円	7,974円	10,170円	11,712円	14,832円	21,264円	
		女性	5,811円	6,672円	7,155円	9,126円	9,549円	11,394円	12,768円	
	3,500万円	男性	7,613円	8,250円	9,303円	11,865円	13,664円	17,304円		
		女性	6,780円	7,784円	8,348円	10,647円	11,141円	13,293円		
	4,000万円	男性	8,700円	9,428円	10,632円	13,560円	15,616円	19,776円		
		女性	7,748円	8,896円	9,540円	12,168円	12,732円	15,192円		
	4,500万円	男性	9,788円	10,607円	11,961円	15,255円	17,568円	22,248円		
		女性	8,717円	10,008円	10,733円	13,689円	14,324円	17,091円		
	5,000万円	男性	10,875円	11,785円	13,290円	16,950円	19,520円	24,720円		
		女性	9,685円	11,120円	11,925円	15,210円	15,915円	18,990円		
	5,500万円	男性	11,963円	12,964円	14,619円	18,645円	21,472円	27,192円		
		女性	10,654円	12,232円	13,118円	16,731円	17,507円	20,889円		
	6,000万円	男性	13,050円	14,142円	15,948円	20,340円	23,424円	29,664円		
		女性	11,622円	13,344円	14,310円	18,252円	19,098円	22,788円		

（注１）記載の年齢は保険年齢です。保険年齢は2027年１月１日（更新日）時点の満年齢で計算し、１年未満の端数は６か月以下を切り捨て、６か月超を切り上げます。

（注２）66歳以上の方の加入（増額）はお取り扱いできません。継続のみのお取り扱いとなります。

（注３）61歳～65歳の方は、保険金額3,000万円が上限となります。3,000万円以下に減額してください。

（注４）66歳～70歳の方は、保険金額1,000万円が上限となります。1,000万円以下に減額してください。

（注５）退職後は※のついた保険金額のみとなります。

配偶者

	保険金額		保険料（月額）							
	死亡保険金額または高度障害保険金額	保険年齢	18(★)−35歳	36−40歳	41−45歳	46−50歳	51−55歳	56−60歳	61−65歳	66−70歳
			1991.7.2〜2009.1.1生	1986.7.2〜1991.7.1生	1981.7.2〜1986.7.1生	1976.7.2〜1981.7.1生	1971.7.2〜1976.7.1生	1966.7.2〜1971.7.1生	1961.7.2〜1966.7.1生	1956.7.2〜1961.7.1生
配偶者	※100万円	男性	218円	236円	266円	339円	390円	494円	709円	1,001円
		女性	194円	222円	239円	304円	318円	380円	426円	538円
	※300万円	男性	653円	707円	797円	1,017円	1,171円	1,483円	2,126円	3,002円
		女性	581円	667円	716円	913円	955円	1,139円	1,277円	1,613円
	※500万円	男性	1,088円	1,179円	1,329円	1,695円	1,952円	2,472円	3,544円	5,004円
		女性	969円	1,112円	1,193円	1,521円	1,591円	1,899円	2,128円	2,688円
	700万円	男性	1,523円	1,650円	1,861円	2,373円	2,732円	3,460円	4,961円	7,005円
		女性	1,356円	1,557円	1,670円	2,129円	2,228円	2,658円	2,979円	3,763円
	800万円	男性	1,740円	1,886円	2,126円	2,712円	3,123円	3,955円	5,670円	8,006円
		女性	1,550円	1,779円	1,908円	2,434円	2,546円	3,038円	3,404円	4,300円
	1,000万円	男性	2,175円	2,357円	2,658円	3,390円	3,904円	4,944円	7,088円	10,008円
		女性	1,937円	2,224円	2,385円	3,042円	3,183円	3,798円	4,256円	5,376円

こども

	保険金額	保険料（月額）	
	死亡保険金額または高度障害保険金額	保険年齢	3−22歳
			2004.7.2〜2024.7.1生
こども	100万円	男女共通	70円
	300万円		210円
	400万円		280円



(★) 18歳については保険年齢ではなく、満年齢で記載しています。

(注１) 記載の年齢は保険年齢です。保険年齢は2027年１月１日（更新日）時点の満年齢で計算し、１年未満の端数は６か月以下を切り捨て、６か月超を切り上げます。

(注２) 配偶者・こどもの保険金額は、本人の保険金額以下で選択してください。

(注３) こどもを加入させる場合は、加入資格を満たすこども全員について同一保険金額でお申込みください。

(注４) 本人の退職後、配偶者は※のついた保険金額のみとなります。

保険料について

■毎月の給与から控除します（１月に支給される給与から控除を開始）。

■退職後は、口座振替となります。

■保険料表に記載の本人・配偶者の保険料は概算保険料（月額）です。確定保険料は申込締切後に算出します。
こどもの保険料は確定保険料（月額）で一人あたりの金額です。
なお、確定した保険料は、12月頃ウエスタンデジタルテクノロジーズ合同会社社内イントラにて通知されます。

■初回控除時より確定保険料で控除します。

■保険料は毎年の更新時に見直されます。

■保険料は、将来、制度の改定等によっても変わることがあります。

保険金のお支払い

保険金は**すべて保険期間中（責任開始日以降）に支払事由に該当した場合に支払われます。**

死亡保険金	死亡した場合
高度障害保険金	責任開始日以後のケガまたは病気により所定の高度障害状態（**P.10**の【別表】参照）になった場合

【ご注意】「死亡保険金」と「高度障害保険金」は、いずれかが支払われた場合、重複して支払われません。

受取人

	受取人	
被保険者	**死亡保険金**	**高度障害保険金**
本人	被保険者が指定した方（被保険者ご自身以外）	被保険者ご自身
配偶者		
こども	本人（主たる被保険者）	

（注１）原則、第三者（親族以外の方）を死亡保険金受取人とすることはできません。被保険者からみて三親等以内の方をご指定ください。

（注２）遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。

■本人・配偶者の死亡保険金受取人の変更は、死亡保険金の支払事由発生前であればお申出により変更することができます。

■死亡保険金の支払事由発生前に死亡保険金受取人が死亡し、変更されていないときは、被保険者死亡時に生存している約款に定める順位（下表参照）の高い方になります。

【約款に定める順位】

第一順位	被保険者の戸籍上の配偶者	**第二順位**	被保険者の戸籍上の子（子が死亡している場合には、その直系卑属）		
第三順位	被保険者の父母	**第四順位**	被保険者の祖父母	**第五順位**	被保険者の兄弟姉妹

同順位の方が２人以上の場合は、その人数によって死亡保険金を等分します。

保険金をお支払いできない場合

次のような場合には、死亡（高度障害）保険金（主契約）をお支払いできません。

※増額された場合は、増額部分についても適用されます。

(1) 被保険者が加入後１年以内に自殺した場合。ただし、その被保険者がその加入日から起算して１年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします

(2) 被保険者の故意により高度障害状態になった場合

(3) 保険契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合、保険契約者または高度障害保険金受取人が故意に被保険者を高度障害状態にさせた場合

(4) 被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合（または高度障害状態になった場合）

(5) 加入日（責任開始日）前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態になった場合

（注）その傷害や疾病などについて正しく告知した場合においてもお支払いの対象外となります

(6) 加入申込の告知の際に、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合

(7) 加入申込の際に、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合

(8) 加入申込の際に、保険契約者または被保険者に保険金などの不法取得目的があった場合

(9) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金などを詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当した場合

(10) 保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失った場合

なお、(7) または (8) に該当した場合、保険契約または保険契約のその被保険者に対する部分は無効または取消しとなりますが、既に払い込まれた保険料は返金されません。

制度からの脱退等

■お申出により制度から脱退することができます。脱退または減額は１月１日付の年１回のみ受付します。

（注）制度から脱退されると、その時点からこの保険による保障等の一切の権利がなくなります。ただし、保険料が払い込まれた期間の最終日までは保障します。

■次の脱退事由に該当した場合には制度から脱退いただくことになります。

本人　死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合など

配偶者・こども　死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合、本人が脱退した場合、本人と離婚した場合（配偶者）、本人との扶養関係がなくなった場合（こども）(※) など

（※）更新日時点で被保険者としての資格があるこどもは、その更新日を含む保険期間中は継続できます。

退職後のお取扱い

■退職後の新規加入（増額）はできません。退職後は継続のみのお取り扱いとなります（減額は可能）。

■更新日（１月１日）時点で満70歳６か月を超えた加入者は脱退となります。

■退職後の保険料は、口座振替となります。

■２回連続で保険料の振替ができなかった場合は、保険料振替ができなかった月の１日に遡って脱退となります。

本人　退職直前まで１年以上継続して当制度に加入されていた方は、退職直前の加入保険金額を限度として継続できます。退職後は、最初に到来する更新日（１月１日）より保険金額は1,000万円が加入上限となります。保険金額が1,500万円以上の場合は1,000万円以下に減額してください。

配偶者　本人の継続を条件として、本人が退職直前まで１年以上継続して当制度に加入されていた方は、退職直前の加入保険金額を限度として継続できます。本人退職後は、最初に到来する更新日（１月１日）より保険金額は500万円が加入上限となります。保険金額が700万円以上の場合は500万円以下に減額してください。

こども　本人が退職した年の末日（12月31日）まで継続できます。
ただし、本人が退職後も継続加入していることが条件となります。

保険金の年金受取

保険金支払の際に受取人からの請求にもとづき、保険金の全部または一部で年金基金を設定し、年金基金より年金をお支払いする仕組みです。死亡保険金・高度障害保険金は、一時金（一括受取）に代えて「年金」での受け取りが可能です（こどもの保険金は年金での受け取りはできません）。

（注）このお取り扱いは、**保険金の受取方法**に関するものです。年金の種類・型、最低年金額、最低年金基金額等には一定の制限があります。また、今後取扱内容が変更されたり、お取り扱い自体がなくなる場合があります。

配当金

■毎年保険契約ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合に、各引受保険会社の保険金支払実績等にもとづき支払われます。

■**将来お支払いする配当金は変動し、０〈ゼロ〉となる可能性もあります。**

■保険期間の途中で加入した場合、加入期間に応じた配当金が支払われます。保険期間の途中で脱退した場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。

税 務上のお取扱い

○保険料から配当金（配当金がある場合）を差し引いた金額が生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税の負担が軽減されます。（所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の２）

○本人（主たる被保険者）の死亡保険金は、死亡保険金受取人が本人（主たる被保険者）の法定相続人の場合、他の生命保険と合算した金額について相続税法上一定の金額が非課税となることがあります。（相続税法第12条第１項第５号）

○配偶者・こどもの死亡保険金は、死亡保険金受取人が本人（主たる被保険者）の場合、一時所得として所得税の課税対象となります。（所得税法第34条、相続税法第５条）

○被保険者が受け取る高度障害保険金は、全額非課税となります。（所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-21）

※個別のお取扱いについては、所轄の税務署などにご確認ください。
※上記のお取扱いは、2026年８月１日現在の税制によるもので、今後変更となる可能性があります。

個 人情報のお取扱い

当該保険の運営にあたっては、ウエスタンデジタルテクノロジーズ合同会社（以下「会社」とする）は加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態など）を取り扱い、会社が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。会社は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続のため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用(注)し、また、会社、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更などが発生した際にも、引き続き会社および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。また、記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

また、指定された死亡保険金受取人（以下、受取人）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取り扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

（注）保健医療などの機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

別 表　高度障害状態（公的な身体障害者認定基準等とは要件が異なります。）

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. １上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. １上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

備考

Ⅰ．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

Ⅱ．眼の障害（視力障害）

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

Ⅲ. 言語またはそしゃくの障害

(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

③声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

Ⅳ. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

お手続き方法について

2027年度(2027年1月1日更新)より幹事保険会社がフコク生命に変更となります。変更に伴い今回の加入・変更・脱退申込手続きは専用の加入申込書でのお手続きとなります。
新規加入・保険金額等の変更(既加入の方)・脱退をご希望の場合は、申込書同封の記入見本をご参考にご記入・押印してご提出ください。

※なお、次回2028年度(2027年9月頃の募集)はWebでのお手続きとなります。

≪既にご加入されている方について≫

現在ご加入の内容が印字された加入申込書、パンフレット、記入見本を配布いたします。

1．ご加入内容のご変更等がない場合
加入申込書のご提出いただく必要はございません。

2．ご加入内容を変更される場合
加入申込書にご変更内容（保険金額の増減額、受取人変更、ご家族の追加等）をご記入いただき、申込(了承・同意)印欄に押印後ご提出ください。増額の方は健康状態の告知欄もご確認ください。

3．脱退される場合
脱退される方は保険金額欄に〝ダッタイ〟と記入し、申込(了承・同意)印欄に押印後ご提出ください。

業務または財産の状況の変化による保険金額などの削減について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額・年金額が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、保険金額・年金額が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合わせください(引受保険会社各社は生命保険契約者保護機構に加入しています)。

引受保険会社

(2027年1月1日予定)

この制度はウエスタンデジタルテクノロジーズ合同会社が以下の引受保険会社と締結したこども特約付年金払特約付団体定期保険契約にもとづき運営します。以下の引受保険会社は、本パンフレットの責任開始日時点の引受保険会社です。各被保険者の加入保険金額のうちそれぞれの引受割合の責任を負います。引受保険会社および引受割合は変更されることがあります。

【引受保険会社】 富国生命保険相互会社（60%）（事務幹事会社）
〒100−0011　東京都千代田区内幸町2−2−2　TEL：03−3508−1101（大代表）
日本生命保険相互会社（30%）　SOMPOひまわり生命保険株式会社（8%）
第一生命保険株式会社（2%）

富国−団−2026−46（2026.8.5）